

令和6年度チャレンジマインド育成事業 動画作成 業務委託 事業者選定に係るプロポーザル実施要領

1 名称 令和6年度チャレンジマインド育成事業 動画作成 業務委託

2 目的

- 急激に変化する社会に柔軟に対応する力と態度を身につけるために、児童生徒のチャレンジマインドの育成を図るとともに、より質の高いキャリア教育を目指す。
- 職業探究プログラムや、起業家による講話を通して、児童生徒が自分の将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。

3 事業実施期間 契約締結の日から令和6年8月30日まで
(動画使用の開始時期は令和6年9月以降を予定)

4 総事業費 1,871千円(上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 委託内容

小学校向けとして、社会人の現場で働く様子及びチャレンジを続けている方の声を、総時間5分程度(必要に応じて分割したもの)の動画に収録し、45分×5コマ授業における動画活用案を作成する。作成本数は、以下の職業分類に該当する5本とする。

中学校向けとして、起業家による「社会人講話」を、総時間20分程度(必要に応じて分割したもの)の動画に収録し、90分×2コマ授業における動画活用案を作成する。作成本数は、以下の職業分類に該当する3本とする。

小学校	保安職業従事者 生産工程従事者 輸送・機械運転従事者 建築・採掘従事者 運搬・清掃・包装等従事者
中学校	管理的職業従事者 事務従事者 農林・漁業従事者

(1) 社会人・起業家の確保

(2) 講話と授業における動画活用案の企画

教育委員会と打ち合わせの上で講話の内容と授業における動画活用案を決定。必要に応じ、授業で使用する資料作成。(受託者が教育委員会を訪問)

(3) 映像作成

動画作成に必要な撮影や映像素材作成を行う。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

(4) 編集

映像の加工・編集、テロップの付加などの編集作業を行う。完成までに福岡市による複数回の内容確認および修正指示の機会を設ける。

6 提案項目

(1) 実施方針

- ・実施方針を示してください。

(2) 社会人・起業家の確保

- ・社会人、起業家にどんな人物を確保できるかを提案してください。

- (3) 講話と授業における動画活用案の企画
 - ・動画案を絵コンテ等で提案してください。
 - ・担任によるファシリテーションを導入し、児童生徒同士の交流を取り入れる授業を想定しています。どのような授業を展開できるか提案してください。
- (4) スケジュール
 - ・納品までの業務スケジュール案

7 スケジュール

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年4月22日(月) |
| (2) 質問締切 | 令和6年4月30日(火) 17:00 |
| (3) 申込締切 | 令和6年5月7日(火) 17:00 |
| (4) 提案締切 | 令和6年5月20日(月) 17:00 |
| (5) 提案説明 | 令和6年5月24日(金) 9:30 |
| (6) 事業者決定 | 令和6年5月28日(火) 以降 |
| (7) 契約締結 | 令和6年5月29日(水) 以降 |

8 応募資格

応募資格は、次のすべてを満たすものとします。

- (1) 本委託業務について、適切に業務を執行できること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (3) このプロポーザルの公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、このプロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (4) このプロポーザルの公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、このプロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 担当課

福岡市教育委員会指導部学校企画課

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所11階

担当： 阿部 万優子

電話：092-711-4638 FAX：092-733-5780

Eメール：gakkokikaku2.BES@city.fukuoka.lg.jp

10 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和6年4月30日（火）17:00までに質問書（様式1）に記載の上、Eメールで照会し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

また、Eメールの主題は「チャレンジマインド育成事業質問」としてください。

質問に対する回答は、受付締切後2営業日以内に本市ホームページに掲載します。

○質問提出先 「9 担当課」に同じ

11 参加申込書等の受付

応募資格を確認し、プレゼンテーションの時間・場所を設定するために、参加申込書を提出いただきます。

(1) 受付場所

「9 担当課」へ持参又は郵送。

(2) 受付期限

令和6年5月7日（火）17:00まで。郵送の場合は書留にて必着。

(3) 提出書類（各1部）

以下の書類のうち、②から④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②から⑧の提出を免除する。

①提案競技参加申請書（様式2）

②登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履行事項全部証明書でも可）。

③市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑤委任状（様式2-2）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場

合は、様式2-2により委任状を作成して提出すること。

⑥誓約書（様式4）

注1）様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦役員名簿（様式5）

注1）様式5に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協同組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2）法人設立2年未満の場合、設立以降の財務諸表の写しを提出すること。法人設立1年未満で財務諸表が提出できない場合は、事業計画書及び予算書を提出すること。

⑨会社概要が分かる資料（パンフレット可）

12 提案書の作成

- (1) 提案書の様式はA4。
- (2) 頁数は特に制限しないが、提案内容が理解しやすいように、簡潔で分かりやすい表現で記述すること。
- (3) 提案書本文の内容は次の内容に沿って編成すること。
 - ① 実施方針
 - ② 社会人、起業家の提案
 - ③ 講話と授業における動画活用案の提案
 - ④ スケジュール

13 提案書等の提出について

- (1) 提出期限・提出方法
令和6年5月20日（月）17：00までに、郵送（必着）または持参してください。
- (2) 郵送・持参先
「9 担当課」に同じです。
- (3) 提出書類
 - ① 提案書
 - ・提案書等は、全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。
 - ・提案書は丸型2穴をあげ、脱着可能な状態でフラットファイル等に綴じ込むこと。
 - ② 見積書（提案に係る経費）
- (4) 提出部数
10部（見積書は代表者印を押印のうえ1部提出してください。）
- (5) その他
 - ① プレゼンテーションは、提出された提案書をもとに行っていただきます。提案説明の際、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、提案書の提出時に申し出てください。
 - ② 参加申込後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出してください。

14 選考

(1) 提案説明

提案書の提案があった事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行います。

プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・場所は、後日、対象事業者に通知します。

①日時：令和6年5月24日（金）9：30

②場所：福岡市役所 11 階 教育委員会会議室

③説明：時間は20分（説明15分・質疑応答5分）で、出席者は1団体2名まででお願いします。

④審議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考します。

※提案競技参加者が1社のみの場合でも、審査・評価は実施します。

⑤決定通知：令和6年5月28日（火）以降に市ホームページに結果を掲載。

(2) 審議に付する事項

当事業運営に関する以下の事項を総合的に審議し、優秀案を選定します。

① 実施方針

・事業目的に沿っているか

② 社会人・起業家ゲストティーチャーの確保

・社会人、起業家ゲストティーチャーの質

③ 講話と授業における動画活用案の企画

・児童生徒の興味をひく、わかりやすい内容となっているか

・児童生徒がチャレンジマインドをもてる内容となっているか

・担任によるファシリテーションが可能な授業構成になっているか

・児童生徒同士の交流を通して学習できる内容となっているか

④費用・スケジュール

・費用対効果は適切か

・無理のない作業スケジュールとなっているか

15 提出書類の取扱い

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。また、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがあります。

(4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

17 契約

選考委員会での選考に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と速やかに協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行います。

18 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。

19 添付資料

(様式1) 質問書

(様式2) 提案競技参加申請書

(様式3) 参加辞退届

(様式4) 誓約書

(様式5) 役員名簿